

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月29日
【発行者の名称】	株式会社プレシヤスパートナーズ (PRECIOUS PARTNERS Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 高崎 誠司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	(03)6911-0333 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 田中 新也
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社プレシヤスパートナーズ https://www.p-partners.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market においては、J-Adviser 及び F-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser 及び F-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	1, 112, 070	1, 359, 570	1, 534, 485
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△2, 326	72, 985	105, 002
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△3, 946	39, 691	70, 507
純資産額 (千円)	129, 013	168, 705	231, 249
総資産額 (千円)	1, 047, 822	1, 190, 946	1, 207, 945
1株当たり純資産額 (円)	258. 03	337. 41	462. 50
1株当たり配当額 (円)	—	1, 592. 65	21. 15
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△7. 89	79. 38	141. 02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	12. 31	14. 17	19. 15
自己資本利益率 (%)	—	26. 66	35. 25
株価収益率 (倍)	—	—	12. 4
配当性向 (%)	—	20. 06	15. 00
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△16, 911	88, 348	85, 257
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△33, 005	13, 942	△6, 570
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△59, 774	△22, 100	△126, 255
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	403, 442	483, 633	436, 065
従業員数 (人)	147	146	153
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(7)	(7)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第16期は潜在株式が存在せず、また1株当たり当期純損失を計上しているため、第17期及び第18期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第16期は配当を行っていないため記載しておりません。

5. 第16期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 第16期及び第17期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマーを含む。）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

8. 第17期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けており、第18期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

9. 2025年6月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

2 【沿革】

当社は、2008年4月に東京都渋谷区において求人広告事業を目的として設立いたしました。当社の設立以降、係る経緯は以下の通りであります。

年月日	沿革
2008年4月	求人広告の代理店事業（現「採用コンサルティング事業」）を目的に東京都渋谷区にて当社設立
2012年3月	ディップ㈱よりバイトルTOPパートナー認定
2012年4月	有料職業紹介免許（有料職業紹介事業許可番号13ーユ－305254）を取得 Web・デザイン制作を中心としたメディアサービス（現 採用ツール制作サービス）を開始
2014年2月	本社を東京都新宿区に移転
2014年10月	全国求人情報協会へ加盟
2015年3月	名古屋支社（名古屋市中区）を開設
2015年7月	採用ホームページ制作システム「オールエイチパック」（現在は採用ツール制作サービスに含む）
2015年11月	就職支援サイト「オールエイチナビ」（現「WinC」）リリース プライバシーマーク取得（第10862456(06)号）
2016年10月	大阪支社（大阪市北区）を開設
2018年1月	福岡支社（福岡市中央区）を開設
2018年9月	新卒人財紹介サービス（現「WinC Agent」）を開始
2019年3月	就職イベント「Recruit Audition」（現「WinC Audition」）を立上げ、社長就活サービス（現「新卒採用サービス」）を開始
2020年10月	アルバイト採用の応募受付・日程調整自動化サービス「リクラク」リリース
2024年7月	人事コンサルティングサービスを開始
2024年11月	Indeedの認定パートナー制度において「シルバー＋パートナー」に認定
2025年7月	中途人財紹介サービス「WinC PRO」を開始
2026年2月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2026年2月	福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketに上場
2026年4月	Indeedの認定パートナー制度において「ゴールドパートナー」に認定
2026年5月	人事コンサルティングサービスを「HRファネル」へ刷新

3【事業の内容】

当社は、「仕事を通じて人々の人生を豊かにする」というミッションを掲げ、企業の採用支援に取り組んでおります。求人広告、人材紹介、HRテック、採用ブランディング、新卒採用イベントなど多様なサービスを用いて採用支援を行っており、設立以来20,000社超の採用を支援してまいりました。

当社は、採用コンサルティング事業の単一セグメントですが、業務の内容は「採用支援サービス」「新卒採用サービス」「中途採用サービス」「人事コンサルティングサービス『HRファネル』」「採用ブランディングサービス」の5つに大別されます。

■採用コンサルティング事業

当社は、顧客企業が抱える採用課題を解決し、企業の採用活動を成功に導くべく、採用に係る最適なソリューションを提供する「採用コンサルティング事業」を展開しております。採用コンサルティング事業においては、主に「採用支援サービス」、「新卒採用サービス」、「中途採用サービス」、「人事コンサルティングサービス『HRファネル』」、「採用ブランディングサービス」を提供しており、多数の求人広告商材、就職イベントの開催、採用ツール制作、HRテックを活用した採用支援ツール等のサービスを通じ、アルバイト・パート採用、新卒採用、中途採用など多様なニーズを持つ企業の採用を支援しております。



◇採用支援サービス 2026年3月期売上構成比 88.4%

「採用支援サービス」として、採用手法のプランニング、面接後や内定後のフォローアップ、HRテックを活用した採用業務効率化の支援など、採用活動の全プロセスにおいて包括的なサポートを行っております。これにより、顧客の採用課題解決に向けた高付加価値のサービスを提供し、企業の人材確保及び採用業務の最適化に貢献しております。

また、当社は、「バイトル」「マイナビ」「Indeed」などを含む多数の求人広告商材を取り扱っており、アルバイト・パート採用、中途採用、新卒採用など採用ニーズに適した媒体やプランをご提案しております。企業それぞれのニーズや課題に沿った最適な採用手法を提案し、適切なサービス及びプランを提供することで、企業の人材確保及び採用活動の支援を行っております。

◇新卒採用サービス

当社は、企業の経営者自らが会社の魅力を発信し、企業の未来を担う新卒人財の採用活動を支援する新卒採用サービス「WinC（ウインク）」を提供しております。社長の想い（＝企業理念）やビジョンを発信し、誰と働くかという観点で採用活動を行うことで、入社後の雇用のミスマッチをなくすことを目指しております。

採用後のミスマッチによる早期離職は多くの企業を悩ませる大きな課題の一つとされておりますが、企業理念やビジョン、カルチャーに共感した人財が採用後の定着・活躍に繋がると考えられます。最近では就職活動に際し、募集要項だけでなく、企業カルチャーを重要視する学生や若年層が増えており、理念に共感した人財を採用する理念共感型採用が各企業において重要性が増すものと考えております。当社は今後、新卒採用サービスに注力しております。

本サービスは、「WinC」のブランド名で展開しており、主に以下のサービスを展開しております。

・採用支援サイト「WinC（ウインク）」

新卒求職者向けの就職情報提供サイトであり、企業にとっては、企業理念やビジョン、カルチャーに共感した人財の採用を支援する理念共感型のサイトです。スキルや人柄だけでなく、企業カルチャーにマッチするかどうかを重要視した採用活動を支援し、企業と学生がともに誰と働くかの観点で採用・就職活動を行うことで、企業理念や社風・カルチャーに共感し、長く活躍する人財の採用を目指します。

一般的な就職支援サイトよりも企業の「価値観」にフォーカスしたコンテンツが充実しているため、「事業内容」「募集要項」「会社概要」などの一般的な情報に加え、社長の想いを訴求する以下の独自項目を設けています。

社長で探す検索軸	「社長の取り組む社会課題」「社長の特徴」「社長の出身地」「社長の趣味」といった社長に特化した検索機能を搭載しております。
社長インタビュー	「社長になる前のあゆみ」「事業創業のきっかけ」「社長の素質や価値観がもたらす事業への影響」「思い描く成長戦略」といったテーマで多角的な視点から社長のパーソナルを深掘りし、社長の人柄や想いを知ることができます。
社長に会いたい オファー	学生がインタビューを読み、会いたいと思った社長に「社長に会いたいオファー」を送ることができます。オファーはWinC運営事務局に届き、WinC Auditionや社長が参加する企業説明会のご案内をします。

・新卒採用イベント「WinC Audition（ウインクオーディション）」

WinCが主催する新卒採用イベントで、主としてベンチャー企業や中小企業の社長・経営者と学生が集まり、お互いの理解を深め共に働きたいと思う価値観でのマッチングを目指しています。社長・経営者が直接話をするすることで、価値観・社風・ビジョンへの共感を重視した採用活動を支援いたします。相互に理解を促す以下のコンテンツを準備し、学生・企業がともに価値観や特性、強みなどの理解を深め、「一緒に働きたい」という学生・企業を選出することで効果的なマッチングを目指しております。

コンテンツは、以下の3つで構成されています。

① パネルトーク

社長・経営者が登壇し、企業理念や大切にしている想い、考え方などのパーソナルな情報や価値観を発信します。企業の雰囲気や活躍する社員の特徴や傾向、展望やキャリアパスなどを社長・経営者の視点から伝えるなど、社長・経営者の価値観がわかるコンテンツになっています。

② 学生の自己PR＋トークセッション

社長・経営者と学生がグループごとに直接対話をし、相互理解を深めるコンテンツです。学生には自分の魅力を直接伝えるための、一人30秒の自己PRタイムがあります。自己PRの後は、社長・経営者に質問をし、コミュニケーションを図ることができます。

③ マッチング

WinC Audition独自のマッチングルール「相互ポイント評価制度」を用いて、学生は一緒に働きたい社長・経営者を、企業は一緒に働きたい学生を選出します。

合計得点が一定の点数以上だった学生はマッチング成立となります。最も高得点であった学生はベストマッチングとして社長・経営者との食事会へ招待し、イベント後の熱量の高い状態でさらに深いコミュニケーションの機会を創出いたします。

・新卒人材紹介「WinC Agent（ウインクエージェント）」

企業の採用ニーズに適した新卒人財を紹介するサービスです。企業理念、カルチャー、ビジョンなどに共感し、社長・経営者の想いを大切に、誰と働くかという視点から適合する人財を紹介しております。

学生には専任のアドバイザーが就き、過去経験を言語化し、学生の本質的な志向性を掘り下げたうえで企業との適合を判定しております。また、企業紹介だけでなく、エントリーシートの添削や面接練習などの選考対策もアドバイスしております。

◇中途採用サービス

中途採用サービスは、「WinC PRO（ウインクプロ）」のブランド名で展開しており、ハイクラス向け中途人材紹介サービスです。

特徴は、スキルや条件だけでなく「価値観やビジョンの共感」を重視したマッチングにあります。通常の人材紹介とは異なり、エントリー後に社長・経営者とのカジュアル面談を必ず行い、求職者は社長や経営層との直接対話を通じて、企業の方向性や文化を深く理解することで、入社後の定着や長期的な活躍につながる採用の実現を図っております。

年収600万円以上の非公開ポジションを中心に、管理職や即戦力人材の採用に特化しております。

◇人事コンサルティングサービス「HRファネル」

「人事コンサルティングサービス『HRファネル』」は、採用活動を一連のファネルとして捉え、ゴールから逆算して設計・実行・改善まで一気通貫で支援する人事コンサルティングサービスです。ペルソナ設計、採用遺産の分析、人事経験者による実務伴走を通じて、再現性のある採用を実現します。

専門スタッフが採用戦略の立案から運用・改善まで伴走し、書類選考や面接代行、説明会企画、スカウトなどを一貫して対応いたします。AIやATS（Applicant Tracking System：採用管理システム）を活用することで業務効率を高め、採用担当者の負担の軽減に繋げております。

さらに、データに基づくペルソナ設計（採用する人物像の具体的な設計）や採用分析レポートを通じ、採用活動の精度を向上させます。応募者対応や評価プロセスも代行し、業務の属人化を防止、企業の採用成功率を高める仕組みを構築し、効率化と最適化を両立した採用支援の実現を図っております。

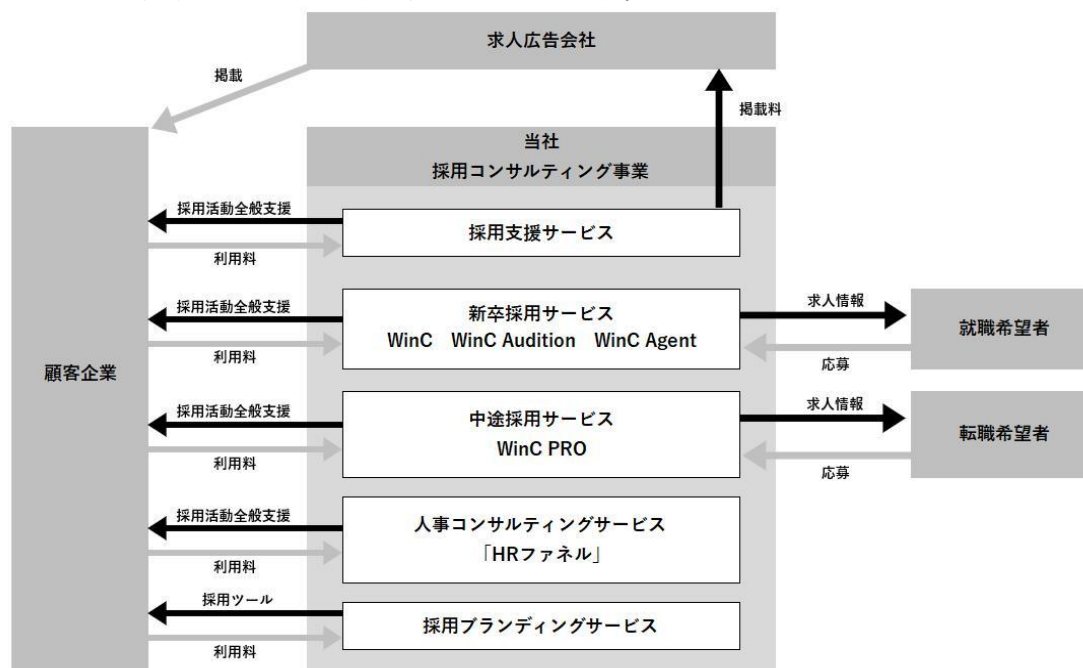
◇採用ブランディングサービス

「採用ブランディングサービス」として、採用ホームページ・採用パンフレット・採用動画やブース装飾・販促品など、企業の採用ニーズに合わせた各種の採用ツールを提案、制作しています。求職者の目線にたち、求職者が知りたい情報を採用ツールに盛り込むことにより、求職者の企業に対する理解を深くし、志望意欲を高めるように促しています。

また、企業が欲しい人材を設定し、サイトの企画、企業への取材及び撮影まで一貫して対応することにより、企業の採用ブランディングを構築いたします。ホームページ制作にはStudio(株)が提供するノーコードツール

「Studio」を使用し、制作時間とベースコストを大幅にカットしています。また、当社は、Studioの審査やカリキュラムに合格したエキスパートが加盟できるプログラム「Studio Experts」に選定されており、独自デザインを高い品質で制作することが可能です。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
153(7)	29.1	4.2	4,799

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における我が国経済は、物価上昇や為替変動、資源価格の変動等の影響を受けつつも、企業収益の改善や雇用・所得環境の持ち直し等を背景として、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、国際的な金利動向、地政学的リスク、物価上昇の長期化等により、先行きについては依然として不透明な状況が継続しております。

当社を取り巻く人材・採用支援業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う経済社会活動の正常化により、人材需要は徐々に回復基調となりました。また、企業における人手不足や採用難は継続しており、採用活動の重要性は高まっております。一方で、景気動向、物価上昇及び人件費の上昇等が企業の採用活動や採用予算に与える影響には、引き続き留意が必要な状況にあります。

このような環境のもと、当社は「仕事を通じて人々の人生を豊かにする」というミッションのもと、採用コンサルティング事業を中心に、顧客企業の採用課題に応じた支援を提供してまいりました。採用手法のプランニング、求人媒体の選定、面接や内定後のフォロー、HRテックを活用した業務効率化等を通じて、採用から定着・活躍に至るまでの支援体制の強化に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は1,534,485千円（前事業年度比12.9%増）、営業利益は105,966千円（同44.6%増）、経常利益は105,002千円（同43.9%増）、当期純利益は70,507千円（同77.6%増）となりました。主な要因として、採用コンサルティング事業が引き続き堅調に推移したことに加え、企業の採用意欲回復を背景として既存サービスの提供強化及び営業活動の推進が売上高の増加に寄与いたしました。また、人材投資等も実施しつつも、増収効果により各利益段階において前事業年度を上回る結果となりました。

なお、当社は採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は436,065千円（前事業年度末比47,567千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは85,257千円の増加（前事業年度は88,348千円の増加）となりました。これは主に、税引前当期純利益100,978千円、賞与引当金の増加額25,371千円、売上債権の増加額104,006千円、仕入債務の増加額71,792千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは6,570千円の減少（前事業年度は13,942千円の増加）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出417千円、無形固定資産の取得による支出2,843千円、敷金・保証金の差入による支出3,423千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは126,255千円の減少（前事業年度は22,100千円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出113,292千円、社債の償還による支出5,000千円、配当金の支払額7,963千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。なお、当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであります。

セグメントの名称	第18期事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
採用コンサルティング事業 (千円)	1,534,485	112.9
合計	1,534,485	112.9

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 人材の採用と育成

当社は、採用コンサルティング企業として、人材が最も重要な経営資源であると認識しております。企業理念に共感し、当社の事業成長を支える人材の確保及び育成は、事業の維持・発展における重要な課題であります。今後も、新入社員研修やOJT制度等を通じた教育体制の充実を図るとともに、社員が主体的に能力を発揮できる組織風土づくりに取り組んでまいります。

(2) 組織体制の強化及び営業体制の拡充

当社は、事業規模の拡大に対応するため、業務フローや意思決定プロセスの改善を図るとともに、管理体制及び内部統制システムの整備・充実に継続して取り組んでおります。また、営業担当社員の育成に加え、新卒社員及び中堅層を中心とした人員体制の強化を進め、営業体制の拡充に取り組んでまいります。

(3) 権限委譲の推進

当社は、今後の事業成長に向けて、経営判断の迅速化及び組織運営の効率化を図るため、適切な権限委譲を推進することが重要であると認識しております。現在は執行役員制度を設け、幹部社員の育成及び責任権限の明確化を進めております。今後も、組織体制の整備を通じて、業務に応じた権限委譲を推進してまいります。

(4) 協業先の確保

当社は、顧客企業の多様な採用課題に対応し、提供価値を高めていくためには、協業先の確保及び連携強化が重要であると認識しております。今後も、企業間連携や業務提携等を通じて、多様な協業先との関係構築を進め、顧客企業に対する提供価値の向上に努めてまいります。

(5) 財務体質の強化

当社は、持続的な事業成長を実現するためには、安定した財務基盤の維持・強化が重要であると認識しております。今後も、事業拡大に向けた投資と財務健全性のバランスを図りながら、資金管理及び財務管理体制の強化に取り組んでまいります。

(6) コーポレート・ガバナンスの推進

当社は、持続的な成長及び企業価値の向上を実現するためには、経営の透明性及び公正性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要であると認識しております。今後も、取締役会及び監査役の機能強化、内部統制・リスク管理・コンプライアンス体制の整備、適時適切な情報開示及びIR活動の充実に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関わるリスク

① 市場動向等について

当社は採用支援をする事業を行っており、当事業は人材業界の市場動向の影響を受けております。人手不足、採用難により人材業界は高い成長を続けておりますが、新型コロナウイルス等の感染症の発生、国内の景気が悪化した場合、企業は新規採用を見合わせたり採用予算を縮小する傾向があります。これにより人材採用の需要が縮小し、当社の業績や成長性に影響を与える可能性があります。

② 競業による業績の影響について

当社の事業は、同様のビジネスプランの企業はあるものの、顧客ニーズに応じたサービスの提供および導入実績により業界内での優位性を確保できていると認識をしております。しかし、新規事業者の参入や同業他社との競争の激化等により、サービス価格が下落した場合、業績や成長性に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 特定のサービスへの依存について

当社の採用コンサルティング事業の求人広告において、2026年3月期におけるディップ株式会社が運営する「バイトル」の求人広告媒体への仕入額が全体の46.3%（売上比率47.1%）を占めております。このため当社では、営業力及び提案力等を生かし、複数の求人広告媒体を確保することでリスク分散を図っております。

ディップ株式会社とは長年にわたり良好な関係を維持しており、安定的な供給を受ける体制となっておりますが、何らかの事情により、当該サービスの取引条件が大きく悪化した場合や取引額が大幅に減少した場合、または取引が停止した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

② 業績の季節的要因について

当社の採用コンサルティング事業は季節的要因に大きく左右される傾向があり、新卒採用、アルバイト・パート採用、中途採用の領域それぞれにおいて季節的要因が発生します。特に、新卒採用に関する媒体は当社の決算月である3月に売上が発生することが多く、掲載スケジュールや受注スケジュールによって売上高が翌期にずれこむ場合があります。その場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟等について

当社では、現時点では本書公表日現在において業績に影響を及ぼす訴訟や紛争は生じておりません。しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できません。その場合は、その経過または結果によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関するリスク

① 代表者への依存について

当社の代表取締役社長CEOである高崎誠司は、創業者として創業以来、当社の事業推進において重要な役割を果たしてまいりました。特定の人物に依存しない体制を構築するべく、取締役会やその他会議体において役員及び幹部社員への情報共有や権限委譲を進め、幹部研修を行うなど組織体制の強化を図っております。以上のように、当社では、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後の経営体制の構築が想定通りに機能せず、辞任を含む何らかの理由により同氏の業務が困難になった場合、当社の事業戦略及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人的リスクについて

当社は今後、多くの事業展開を見込んでおり、あらゆる分野の専門性の能力を有する人財を確保することが必要です。営業部を中心に提案能力を有する人財を継続的に採用するとともに、既存の人財の更なる育成・維持を積極的に進める必要があると認識しております。しかしながら、優秀な人財の確保、人財の育成が計画通りに進まなかった場合、当社の業績及び成長性に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、法令や各種ルールを遵守するよう努めております。また、内部監査等により、これらの法令及び各種ルールの遵守状況の確認を行っております。しかし、法令等に抵触する事態や不正行為等が発生した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④ 情報漏えいについて

当社が提供する採用コンサルティング事業における求人広告、人材紹介及び就活イベント等の各種サービスでは、企業の採用活動に関する機密情報や求職者の個人情報、従業員の個人情報等の様々な情報を取り扱っています。これらの情報は非常に高い機密性を有しておりますが、不適切な管理や外部からの攻撃によって漏洩が発生した場合、業績や社会的信用に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

(4) 法的規制に関するリスク

知的財産権の第三者による侵害について

当社は、提供する各種サービスにおいて、特許権や商標権など他者の知的財産権を尊重し、侵害しないように細心の注意を払っております。しかし、万が一、他者の知的財産権を侵害してしまった場合、当社は多額の損害賠償責任を負うリスクがあります。一方、当社が保持する知的財産権の保護にも努めておりますが、これが第三者に侵害され、適切に把握や対処ができない場合、当社の業績や信頼に悪影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクへの対策として、知的財産管理体制を強化し、定期的な監視と迅速な法的対応を行うことで、企業価値の保護に努めております。

<知的財産>

商標登録一覧

分類	登録名称	番号	登録日／満了日又は有効期限
商標権	社長就活	第6291977号	2020／9／14－2030／9／14
商標権	トップ就活	第6291978号	2020／9／14－2030／9／14
商標権	WinC Career	第6647833号	2022／12／2－2032／12／2
商標権	WinC Agent	第6647834号	2022／12／2－2032／12／2
商標権	WinC Audition	第6647835号	2022／12／2－2032／12／2
商標権	リクラク・Recrac	第6668335号	2023／2／2－2033／2／2
商標権	Precious Partners	第6855043号	2024／10／17－2034／10／17

(5) その他のリスク

① 自然災害、事故等について

火災、暴動、テロ、落雷、地震、噴火、津波等の不測の事故や自然災害が発生した場合、当社が取引する事業者の事業拡大・企業の成長マインドの冷え込みによる採用に対する需要の減少等や、当社の事業運営に支障をきたす場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 有利子負債の依存及び資金調達について

当社は、事業運営における必要資金を主に金融機関からの借入によって調達しております。当社は、健全な財務体質の構築・維持に努め、金利動向や金融機関の融資姿勢を注視するとともに取引金融機関の開拓・拡大や親密なコミュニケーションを通じて関係強化を図り、資金調達の円滑化と多様化に努めております。しかしながら、金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合は、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	2026年3月期
有利子負債残高（千円）	326,493
有利子負債依存度（％）	27.0

③ 配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、財務体質等を勘案し、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあり、今後の事業拡大のための内部留保の充実、財務体質の強化、人材・設備等への投資を優先する必要性が生じる可能性があります。

そのため、将来における配当の実施及び配当額については、各事業年度の業績、財政状態、資金需要等を総合的に勘案して決定する方針であり、継続的な配当の実施を保証するものではありません。

④ 法令違反・法改正の影響について

当社は、事業活動を行うにあたって、法令遵守は最優先事項であるとの認識のもと、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、全従業員に対して教育・周知の徹底、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めております。しかしながら、法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令が当社の事業に適用され、その制約を受けることとなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、当事業年度末現在において、フィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。

なお、当事業年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する事業年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

(7) F-Adviserとの契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketに上場しております。当社では、当事業年度末現在において、フィリップ証券株式会社との間で、担当F-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。

なお、当事業年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

<F-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はF-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する事業年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

- (a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。
また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

販売代理店契約

2026年3月31日現在における主な販売代理店契約は以下のとおりであります。

契約会社名	契約内容	契約期間
ディップ株式会社	ディップ株式会社が提供するサービスの販売又は仲介等に関する代理店取引	自 2025年11月1日 至 2026年8月31日 以降1年毎自動更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

流動資産は1,041,935千円となり、前事業年度末に比べ39,088千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が47,567千円減少した一方で、売掛金が104,006千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

固定資産は166,009千円となり、前事業年度末に比べ22,089千円減少いたしました。これは主に、ソフトウェア仮勘定が24,766千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

流動負債は763,494千円となり、前事業年度末に比べ67,746千円増加いたしました。これは主に、買掛金が71,792千円、賞与引当金が25,371千円増加した一方で、未払費用が10,119千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

固定負債は213,201千円となり、前事業年度末に比べ113,292千円減少いたしました。これは、長期借入金が113,292千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は231,249千円で、前事業年度末に比べ62,544千円増加しております。これは主に、当期純利益70,507千円を計上した一方で、剰余金の配当7,963千円を実施したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況に記載しております。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました主な設備投資は、営業管理体制及び業務効率化を目的としたSalesforceの導入であります。当該導入に係るソフトウェア仮勘定からの振替額は24,766千円であります。

なお、当社の事業は採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物	工具、器具及び備品	合計	
東京本社及び東京営業所 (東京都新宿区)	事業所	34,706	3,524	38,231	114 (7)
名古屋支社 (愛知県名古屋市中区)	事業所	467	35	503	14 (一)
大阪支社 (大阪府大阪市北区)	事業所	9,851	-	9,851	14 (一)
福岡支社 (福岡県福岡市中央区)	事業所	359	0	359	11 (一)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 東京拠点については、本社及び東京営業部を合算して記載しております。
3. 上記の建物は賃借しており、年間の賃借料（税別）は92,469千円であります。
4. 従業員数は2026年3月31日現在の就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）に外数で記載しております。
5. 当社は、採用コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末 現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日 現在発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	2,000,000	1,500,000	500,000	500,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 及び 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,000,000	1,500,000	500,000	500,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2026年6月29日取締役会決議）

新株予約権の数(個) ※	14,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式(注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	14,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,750(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2028年6月30日 至 2032年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,750 資本組入額(注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※付与時点（2026年7月1日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりであります

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額)は以下のとおりであります。

新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が株主割当ての方法により普通株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は以下のとおりであります。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ②権利者は、当社の株式の株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market及び証券会員制法人福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market以外のいずれかの株式公開市場への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③権利者は、第7項第(5)号に定める身分を有していた期間が合計で2年以上となるまでは、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ④本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ⑤本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）5.③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- ⑥権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

- ⑦新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の承認を要するものとする。

- ⑧組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年6月24日 (注)	495,000	500,000	—	30,000	—	—

(注) 2025年6月24日開催の臨時取締役会により、2025年6月24日付で普通株式1株を100株に分割しております。
これにより株式数は495,000株増加し、500,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	6	8	－
所有株式数（単元）	－	－	－	1,751	－	－	3,249	5,000	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	35.02	－	－	64.98	100.00	－

(注) 2025年6月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記所有株式数については、当該株式分割後の所有株式数を記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
高崎 誠司	東京都中野区	264,800	52.96
B y 3 株式会社	東京都中野区三丁目34番32号	175,000	35.00
従業員持株会	東京都新宿区	25,000	5.00
佐伯 昌哉	東京都港区	15,000	3.00
矢野 雅	東京都渋谷区	10,000	2.00
田中 新也	東京都調布市	10,000	2.00
株式会社ハウスメディア	東京都調布市	100	0.02
石塚 義仁	東京都立川市	100	0.02
計	—	500,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 500,000	5,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	500,000	—	—
総株主の議決権	—	5,000	—

(注) 2025年6月24日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2025年6月24日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2026年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

(従業員に対する株式保有制度)

① 制度の概要

当社は、従業員が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な資産形成の一助とすることを目的に、従業員持株会制度を導入しております。

② 従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

③ 従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社従業員に限定しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、財務体質等を勘案し、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。また、当社は定款において、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり21円15銭の期末配当を実施することを決議いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は15.00%となりました。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月29日 定時株主総会決議	10,575	21.15

4【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高(円)	—	—	1,750
最低(円)	—	—	1,750

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market 及び福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market における取引価格であります。

2. 2026年2月5日付で同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月
最高(円)	—	—	—	—	1,750	—
最低(円)	—	—	—	—	1,750	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market 及び福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market における取引価格であります。

2. 2026年2月5日付で同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当はありません。

3. 2026年3月については、売買実績がないため記載しておりません。

5【役員の状況】

男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 16.7%)

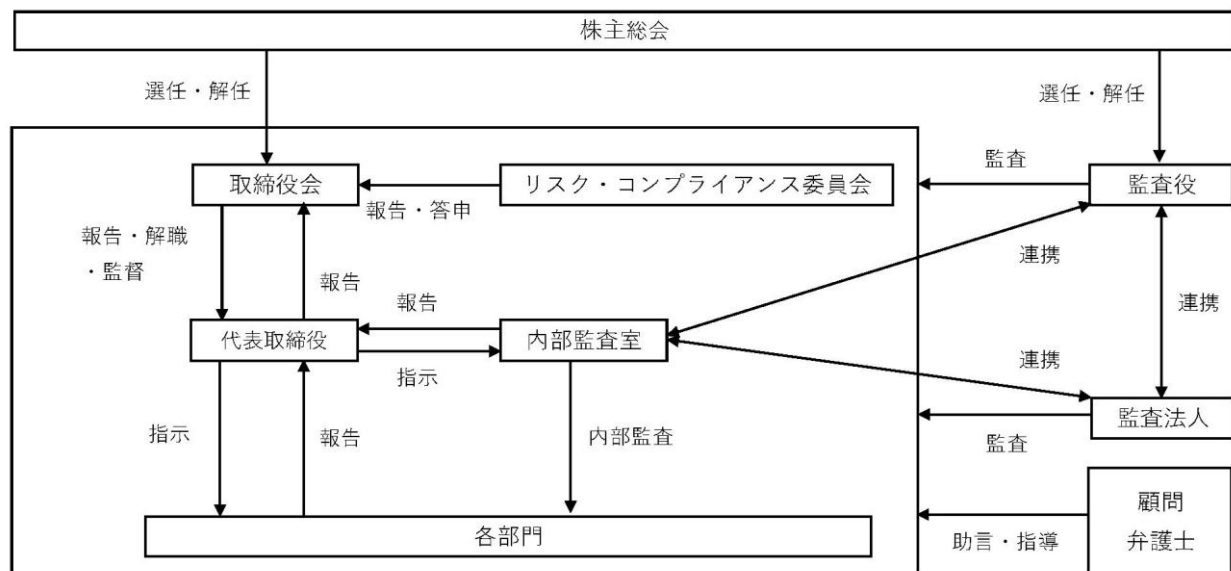
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長CEO	高崎 誠司	1977年12月14日	2003年7月 2004年9月 2008年4月 2025年2月	ランドマークインベストメント株式会社 入社 ディップ株式会社 入社 当社 設立 代表取締役社長 CEO (現任) By 3株式会社 設立 代表取締役 (現任)	(注) 1	(注) 3	439,800 (注) 4
常務取締役	COO	佐伯 昌哉	1980年12月25日	2002年10月 2005年7月 2008年4月 2016年4月 2017年6月 2019年6月	株式会社タスコシステム 入社 株式会社ガクエン住宅 入社 当社 入社 当社執行役員 当社常務取締役 当社常務取締役COO (現任)	(注) 1	(注) 3	15,000
取締役	—	矢野 雅	1980年1月31日	2008年4月 2023年6月	当社 設立 取締役 (現任) 株式会社プレシヤステクノロジーズ 代表取締役	(注) 1	(注) 3	10,000
取締役	CFO	田中 新也	1975年8月29日	1999年4月 2009年5月 2009年11月 2012年3月 2015年3月 2018年4月 2023年7月	株式会社イーストポイント 入社 株式会社上昇 入社 SODクリエイティブ株式会社 入社 国立ファーム有限公司 転籍 当社 入社 当社執行役員CFO 当社取締役CFO (現任)	(注) 1	(注) 3	10,000
取締役	CAO 兼 管理本部本 部長	中川 梓	1987年4月1日	2011年1月 2020年4月 2026年6月	当社 入社 当社執行役員CHO 兼 人事部長 当社取締役CAO 兼 管理本部 本部長 (現任)	(注) 1	—	—
監査役	—	俣野 和仁	1984年5月2日	2009年5月 2016年7月 2017年7月 2017年8月 2018年4月 2018年7月 2018年9月 2018年12月 2021年4月 2021年6月 2023年4月 2024年1月 2024年1月 2024年6月	株式会社上昇 入社 公認会計士登録 アップコン株式会社 非常勤監査 役 (現任) 俣野公認会計士事務所 設立 BlueWorks株式会社 設立 代表 取締役 (現任) 税理士登録 BlueWorksAccounting株式会社 設立 代表取締役 (現任) 税理士法人BlueWorksTax 設立 代表社員 (現任) 南富士有限責任監査法人 代表社 員 (現任) BlueWorksSupport株式会社 設立 代表取締役 (現任) 株式会社グローバルプロデュース 非常勤監査役 (現任) BlueWorksGroup株式会社 設立 代表取締役 (現任) 株式会社SoLabo 非常勤監査役 (現任) 当社監査役 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計								474,800

(注) 1. 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。なお、中川梓氏は、2026年6月29日開催の第18期定時株主総会において選任されております。

2. 監査役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
3. 2026年3月期における役員報酬の総額は65,074千円を支給しております。
4. 代表取締役社長高崎誠司の所有株式数には、同氏の資産管理会社であるB y 3株式会社が所有する株式数
を含めた実質所有株式数で記載しております。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しており
ます。執行役員は2名で、新卒事業部部長中村正吾、経営戦略部部長北野由佳里で構成されております。
6. 俣野和仁氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、監査役1名が取締役会に出席し、適宜意見を述べるとともに、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名（非常勤監査役）で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士8名、その他1名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

二. 内部監査

内部監査は、代表取締役社長ＣＥＯ直轄で実施されており、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役社長ＣＥＯ及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査担当者は監査役及び監査法人と面談を行い、監査に必要な情報について共有を行っております。

ホ. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、委員長（代表取締役社長ＣＥＯ）、委員、オブザーバーにより構成され、主に、リスク管理に係る方針、施策の策定やリスク管理状況の把握等に関する事項、コンプライアンスに関する社内規程等の制定及び改廃等に関する立案やコンプライアンスの推進等に関する事項について議論しております。四半期に一回開催することとしており、必要に応じて臨時に開催されます。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。

当社は、適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備の他、職務分掌規程や職務権限規程の遵守等により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室が主管部門として、内部監査担当者１名が業務を監査しております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長ＣＥＯに対して報告書並びに改善要望書を提出する体制を整えております。

監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外監査役の状況

当社は社外監査役１名を選任しております。社外監査役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役俣野和仁氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション等関係	
取締役 (社外取締役を除く)	61,774	61,774	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプ ション等関係	
社外役員	3,300	3,300	—	—	1

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役との間で、責任限定契約を締結しておりません。

⑮ 株式の保有状況

1. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式のうち、保有することに事業戦略上の意義が認められるものについて、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携による関係強化等、純投資以外の経営戦略上重要な目的を併せ持つ政策保有株式を保有しております。

個別の政策保有株式については、政策保有の意義、中長期的な経済的合理性等を勘案して、保有継続の適否に関し、取締役会において取引先の成長性、将来性、収益性等を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかどうかの判断を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

⑯ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引等については、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	11,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	483,633	436,065
売掛金	417,634	521,641
前払費用	42,123	43,254
未収入金	62,087	44,081
その他	14	137
貸倒引当金	△2,645	△3,244
流動資産合計	1,002,847	1,041,935
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	49,829	45,385
工具、器具及び備品（純額）	5,276	3,560
車両運搬具（純額）	0	0
有形固定資産合計	※1 55,106	※1 48,946
無形固定資産		
ソフトウェア	31,940	31,472
ソフトウェア仮勘定	24,766	—
無形固定資産合計	56,706	31,472
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
長期前払費用	44	14
保険積立金	7,805	7,865
敷金及び保証金	59,239	60,495
繰延税金資産	8,500	16,693
その他	696	522
投資その他の資産合計	76,286	85,591
固定資産合計	188,099	166,009
資産合計	1,190,946	1,207,945

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	428,353	500,146
1年内償還予定の社債	5,000	—
1年内返済予定の長期借入金	113,292	113,292
未払金	11,988	20,177
未払費用	33,628	23,509
未払法人税等	28,873	24,085
未払消費税等	31,591	26,975
賞与引当金	16,960	42,332
その他	※2 26,059	※2 12,975
流動負債合計	695,748	763,494
固定負債		
長期借入金	326,493	213,201
固定負債合計	326,493	213,201
負債合計	1,022,241	976,695
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	—	796
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	138,705	200,452
利益剰余金合計	138,705	201,249
株主資本合計	168,705	231,249
純資産合計	168,705	231,249
負債純資産合計	1,190,946	1,207,945

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 1,359,570	※1 1,534,485
売上原価	77,798	82,548
売上総利益	1,281,772	1,451,937
販売費及び一般管理費	※2 1,208,465	※2 1,345,970
営業利益	73,306	105,966
営業外収益		
受取利息	273	936
助成金・補助金収入	3,494	2,310
その他	898	410
営業外収益合計	4,666	3,658
営業外費用		
支払利息	4,723	4,608
その他	264	14
営業外費用合計	4,987	4,623
経常利益	72,985	105,002
特別損失		
投資有価証券評価損	9,974	—
固定資産除却損	※3 2,944	※3 4,023
特別損失合計	12,919	4,023
税引前当期純利益	60,065	100,978
法人税、住民税及び事業税	28,914	38,664
法人税等調整額	△8,539	△8,193
法人税等合計	20,374	30,471
当期純利益	39,691	70,507

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
WinC原価		41,275	53.1	34,681	42.0
人財紹介原価		—	—	7,032	8.5
Webソリューション原価		4,840	6.2	8,650	10.5
人事コンサル原価		4,480	5.8	4,358	5.3
労務費		13,153	16.9	11,539	14.0
経費	※1	14,048	18.0	16,285	19.7
売上原価合計		77,798	100.0	82,548	100.0

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	2,400	5,087
減価償却費	11,520	11,080
その他	128	117

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	30,000	99,013	99,013	129,013	129,013
当期変動額					
当期純利益		39,691	39,691	39,691	39,691
当期変動額合計	－	39,691	39,691	39,691	39,691
当期末残高	30,000	138,705	138,705	168,705	168,705

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	30, 000	—	138, 705	138, 705	168, 705	168, 705
当期変動額						
剰余金の配当			△8, 759	△8, 759	△8, 759	△8, 759
利益準備金の積立		796		796	796	796
当期純利益			70, 507	70, 507	70, 507	70, 507
当期変動額合計	—	796	61, 747	62, 544	62, 544	62, 544
当期末残高	30, 000	796	200, 452	201, 249	231, 249	231, 249

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	60,065	100,978
減価償却費	25,168	28,381
敷金償却費	2,785	2,167
社債発行費償却	220	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△404	598
賞与引当金の増減額 (△は減少)	16,960	25,371
受取利息	△273	△936
支払利息	4,723	4,608
助成金・補助金収入	△3,494	△2,310
固定資産除却損	2,944	4,023
投資有価証券評価損	9,974	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△104,982	△104,006
仕入債務の増減額 (△は減少)	94,057	71,792
その他	△26,128	△583
小計	81,618	130,085
利息の受取額	273	936
利息の支払額	△4,767	△4,623
助成金・補助金の受取額	3,494	2,310
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	7,729	△43,451
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,348	85,257
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△417
無形固定資産の取得による支出	△19,955	△2,843
投資有価証券の売却による収入	20,017	—
関係会社の清算に伴う収入	900	—
貸付による支出	△350	—
貸付金の回収による収入	10,630	174
敷金・保証金の差入による支出	—	△3,423
敷金・保証金の返還による収入	2,759	—
保険積立金の積立による支出	△60	△60
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,942	△6,570
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	—
長期借入金の返済による支出	△112,100	△113,292
社債の償還による支出	△10,000	△5,000
配当金の支払額	—	△7,963
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,100	△126,255
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	80,190	△47,567
現金及び現金同等物の期首残高	403,442	483,633
現金及び現金同等物の期末残高	※ 483,633	※ 436,065

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。2016年4月1日以降に取得した建物について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) 求人広告掲載

顧客との請負契約に基づき、当社は代理人として履行義務である広告掲載を実施します。収益は、契約書に記載された金額をもとに、広告を掲載した時点で認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(2) 人材紹介

顧客との請負契約のもと、当社が本人として履行する義務は求職者の内定日であり、契約書に記載された金額に基づいて、求職者が内定した日をもって収益を認識しております。

(3) イベント型

請負契約により、当社が本人としてイベントの開催を履行義務とし、契約書記載の金額に基づいて、イベントを開催した時点で収益を認識しております。

(4) 人事コンサルティング「HRファネル」

サービス提供開始時点において収益を認識しております。

(5) 採用ブランディングサービス

納品時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	55,106	48,946
無形固定資産	56,706	31,472

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は各事業年度末に固定資産の減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候がある場合には、減損損失の認識要否の判定を実施しております。

減損損失の認識要否の判定は、資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較することにより実施し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失に計上しております。

回収可能価額の算定にあたっては、資産の使用から生み出される将来キャッシュ・フローの割引現在価値と最終的な処分から生み出される将来キャッシュ・フローの割引現在価値を見積もっております。このような見積りは、経営者により最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、I F R S 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、I F R S 第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを採用することにより、簡素で利便性が高く、かつ、I F R S 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、I F R S 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表等に与える影響額については、現時点で評価中です。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	37,107千円	43,686千円

※2 流動負債その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
流動負債		
前受金	14,063千円	5,191千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	585,499千円	666,496千円
賞与引当金繰入	16,960	24,695
法定福利費	104,666	121,200
貸倒引当金繰入	△404	598
地代家賃	92,865	93,932
減価償却費	13,648	17,301

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。

販売費	62.2%	64.5%
一般管理費	37.8%	35.5%

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ソフトウェア	2,944千円	4,023千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000	—	—	5,000
合計	5,000	—	—	5,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,963	1,592.65	2025年 3月31日	2025年 6月24日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000	495,000	—	500,000
合計	5,000	495,000	—	500,000

(注) 2025年6月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は495,000株増加しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,963	1,592.65	2025年 3月31日	2025年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,575	21.15	2026年 3月31日	2026年 6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

② 借入金 は長期の運転資金を目的としたものでありますが、支払金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	59,239	41,000	△18,239
資産 計	59,239	41,000	△18,239

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	5,000	5,000	0
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	439,785	429,732	△10,052
負債 計	444,785	434,732	△10,052

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

2. 「敷金及び保証金」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が、「貸借対照表計上額」には含まれておりますが、「時価」には含まれておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	47,424	43,338	△4,085
資産 計	47,424	43,338	△4,085

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	326,493	318,723	△7,769
負債 計	326,493	318,723	△7,769

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

2. 貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価開示における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	483,633	—	—	—
売掛金	417,634	—	—	—
未収入金	62,087	—	—	—
合計	963,354	—	—	—

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	436,065	—	—	—
売掛金	521,641	—	—	—
未収入金	44,081	—	—	—
合計	1,001,787	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	113,292	113,292	101,077	53,808	38,944	19,372
社債	5,000	—	—	—	—	—
合計	118,292	113,292	101,077	53,808	38,944	19,372

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	113,292	101,077	53,808	38,944	12,398	6,974
合計	113,292	101,077	53,808	38,944	12,398	6,974

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	41,000	—	41,000
資産 計	—	41,000	—	41,000

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 （1年内償還予定を含む）	—	5,000	—	5,000
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	429,732	—	429,732
負債 計	—	434,732	—	434,732

当事業年度（2026年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	43,338	—	43,338
資産 計	—	43,338	—	43,338

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	318,723	—	318,723
負債 計	—	318,723	—	318,723

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づいて、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

なお、非上場株式（貸借対照表計上額 0千円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載を省略しています。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

なお、非上場株式（貸借対照表計上額 0千円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載を省略しています。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	20,017	—	—
合計	20,017	—	—

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

4. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

市場価格がない非上場株式（その他有価証券）について9,974千円の減損処理を行っております。

なお、非上場株式の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,867千円	14,998千円
未払事業税	3,070	2,632
敷金償却	7,215	7,983
貸倒損失	3,974	4,247
貸倒引当金	787	845
投資有価証券	3,534	—
その他	2,176	5,327
繰延税金資産小計	26,624	36,035
評価性引当額	△15,358	△16,555
繰延税金資産合計	11,265	19,479
繰延税金負債		
倒産防止共済掛金	△2,765	△2,786
繰延税金負債合計	△2,765	△2,786
繰延税金資産純額	8,500	16,693

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

法定実効税率	35.4%
（調整）	
法人税額特別控除	△5.4%
住民税均等割等	0.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
役員給与の損金不算入額	0.4
中小法人の法人税軽減税率	△0.6
評価性引当額の増減	1.1
その他	△2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
新卒採用サービス	106,006	102,043
中途採用サービス	—	11,716
採用支援サービス	1,195,771	1,356,254
採用ブランディングサービス	37,319	33,866
人事コンサルティングサービス 「HR ファネル」	20,473	30,604
外部顧客への売上高	1,359,570	1,534,485

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	312,651	417,634	417,634	521,641
契約負債	13,936	14,063	14,063	5,191

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(資産除去債務関係)

本社及び支店の建物の賃貸契約に伴う原状回復義務について、当該賃貸契約に関連する敷金が資産計上されており、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上額及びこれに対応する除去債務費用の資産計上額に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「採用コンサルティング事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	新卒採用 サービス	中途採用 サービス	採用支援 サービス	採用ブランデ ィングサービ ス	人事コンサル ティン グサービス「H Rファネル」	合計
外部顧客への 売上高	106,006	—	1,195,771	37,319	20,473	1,359,570

(注) 外部顧客への売上高は、顧客との契約から生じる収益で構成され、その他の収益は該当ありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	新卒採用 サービス	中途採用 サービス	採用支援 サービス	採用ブランデ ィングサービ ス	人事コンサル ティング サービス「H Rファネル」	合計
外部顧客への 売上高	102,043	11,716	1,356,254	33,866	30,604	1,534,485

（注）外部顧客への売上高は、顧客との契約から生じる収益で構成され、その他の収益は該当ありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり純資産額	337.41円	462.50円
1株当たり当期純利益	79.38円	141.02円

（注）1. 2025年6月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益	39,691	70,507
普通株主に帰属しない金額 （千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益 （千円）	39,691	70,507
期中平均株式数（株）	500,000	500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象）

ストックオプション（新株予約権）の付与

当社は、2026年6月29日開催の取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、ストックオプション制度の詳細については「第5 【発行者の状況】 1. 【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	其他有価証券	株式会社グロースリンク	133	0
計			133	0

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	69,312	—	—	69,312	23,926	4,444	45,385
工具、器具及び備品	22,175	417	—	22,593	19,032	2,133	3,560
車両運搬具	727	—	—	727	727	—	0
有形固定資産計	92,214	417	—	92,632	43,686	6,577	48,946
無形固定資産							
ソフトウェア	88,668	25,358	—	114,026	82,554	21,803	31,472
ソフトウェア仮勘定	24,766	—	24,766	—	—	—	—
無形固定資産計	113,434	25,358	24,766	114,026	82,554	21,803	31,472
長期前払費用	64	—	—	64	49	29	14

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品

複合機 417千円

ソフトウェア

セールスフォース導入 22,515千円

W i n C サイトリニューアル 2,843千円

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定

セールスフォース導入による振替 24,766千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2020年5月1日	5,000	—	0.35	無担保	2025年5月23日
合計	—	5,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	113,292	113,292	0.98	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	326,493	213,201	0.94	2027年4月～ 2034年9月
合計	439,785	326,493	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	101,077	53,808	38,944	12,398

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	16,960	42,332	16,960	—	42,332
貸倒引当金	2,645	598	—	—	3,244

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	193
預金	
普通預金	435,872
小計	435,872
合計	436,065

② 売掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ノーザンライツ	38,384
ジェイ・ライン株式会社	20,768
ディップ株式会社	14,493
株式会社バイトレ	14,203
日本システム技術株式会社	11,742
その他	422,049
合計	521,641

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
417,634	3,864,206	3,760,199	521,641	87.8	44

③ 未収入金

相手先	金額（千円）
ディップ株式会社	44,081
合計	44,081

2 負債

① 買掛金

相手先	金額（千円）
ディップ株式会社	295,539
Indeed Japan株式会社	75,476
株式会社マイナビ	65,504
株式会社リブセンス	24,549
株式会社ピースタイルメディア	11,112
その他	27,964
合計	500,146

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 公告掲載URL https://www.p-partners.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式であります。
- 2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月 29 日

株式会社プレシヤパートナーズ
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレシヤパートナーズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレシヤパートナーズの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月 29 日

株式会社プレシャスパートナース
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレシャスパートナースの2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレシャスパートナースの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。